

宜野座村社会福祉協議会食料支援事業実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、食べ物に困っている人や生活に窮迫した相談者に対して行うフードバンクによる食料支援事業及び歳末たすけあい募金の配分金を活用した緊急時困窮世帯食料支援事業ならびに同配分金を活用した災害時の避難所被災者等向け緊急食糧支援事業（以下、「本事業」という。）を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は本会が行うものとする。実施にあたっては業務の一部を委託する。

(事業内容)

第3条 本事業の事業内容を次のとおり定める。

- 1 食料品等を取り扱う民間企業等から提供を受けた食料品等を、生活困窮者へ提供する支援（フードバンク）を行っている特定非営利活動法人へ会員登録をし、食料等の提供を受け、確保した上で、村内における宜野座村社会福祉協議会によるフードバンク事業（緊急時食料支援事業）を行う。
- 2 歳末たすけあい募金の配分金を活用した緊急時困窮世帯食料支援事業及び災害時の避難所被災者等向け緊急時食料支援事業を行う。
- 3 各種団体・企業・個人等からの食料品等寄贈により、食料品等を確保した上で、村内における宜野座村社会福祉協議会によるフードバンク事業（緊急時食料支援事業）を行う。
- 3 その他、本会が必要と認めた支援。

(本事業の支援体制)

第4条 本事業の支援体制を次のとおり定める。

- 1 本事業の責任
本事業の責任は本会が担う。
- 2 本事業の支援窓口業務
本事業の支援窓口業務は原則、本会とし、その職務は次のとおりとする。なお、相談者が本会窓口へ直接来所した場合は、本会が以下の職務を行うこととする。
 - (1) 生活福祉課題を抱えている者からの相談受付
 - (2) 相談者の課題、相談者の現状、支援内容の確認と記録
 - (3) 食料支援を実施した対象者の支援経過及び改善状況等の確認

(本事業の対象者)

第5条 本事業の対象者は、宜野座村在住者で、生活に困窮し食べる物に困っている者や日常生活上において福祉的な課題を抱えている者で、行政機関、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と十分連絡・調整を行ったうえで制度・支援策につながる者またはつながる可能性がある者とする。上記に加えて、災害時に緊急食料支援を必要とする避難所被災者等とする。なお、これに依らない者は、別途、本会と協議して決めることとする。

(本事業の支援手順)

第6条 本事業の支援手順は次のとおりとする。

- 1 本事業の周知

本会は日常生活上で福祉課題を抱えている者や被災者に対し、名称・連絡先や食料支援の仕組みについて周知を図る。なお、実施主体である本会の名称も記載するものとする。

2 本事業の支援受付

(1) 本会は、生活福祉課題を抱えている者、被災者からの相談を随時受け付ける。

(2) 本会は、生活福祉課題を抱えている者、被災者からの相談受付に際し、次の事項を別紙（様式第1号）に記録する。

ア 相談者・対象者の氏名、住所、連絡先、本人との関係、生活状況等

イ 相談者・対象者の相談内容等

ウ 相談者・対象者への支援内容等

(3) 本会は、本事業の利用を希望する相談者に対し、原則、免許証（若しくは保険証）、住民票謄本、課税証明書（所得・控除の記載があるもの）の提出を求めるものとする。ただし、状況に応じては、その限りではない。

3 本事業の支援決定

本会は、本要項第5条にある対象者と判断した場合、本会へ報告後、支援決定した相談者へ食料の提供を行うこととする（配達、炊き出し含む）。ただし、本会が緊急を要すると判断した場合は本会への報告を事後とすることができる。

（食料品の確保及び管理）

第7条 食料品の確保及び管理を次のとおり定める。

1 食料品等の確保

- ①食料品等を取り扱う民間企業等から提供を受けた食料品等を、生活困窮者へ提供する支援（フードバンク）を行っている特定非営利活動法人への会員登録による確保
- ②歳末たすけあい募金の配分金を活用した食料品等購入による確保
- ③各種団体・企業・個人等からの食料品等寄贈による確保

2 食料品等の管理

本会は、確保した食料品等の在庫管理を適宜行う。また、確保した食料品等を適宜、対象者へ提供する。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、本会が別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

この要綱を一部改正し、令和5年4月1日から施行する。